

『薬事関連法規 改訂第4版』（第1刷）

本書の一部内容につきまして、最新情報に基づき以下の通り補足・訂正いたします。（2018年3月 株式会社 南江堂）

頁	行, 箇所	訂正前	訂正後
387	(健康保険法) 1条 条文1～2行目	この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、	この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、
397	(健康保険法) 52条9号 条文	高額療養費の支給（平成20年より「高額療養費及び高額介護合算療養費」）	高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
398	(健康保険法) 条文の囲み中	4号	5号
398	(健康保険法) 条文の囲み中	(右の条文を追加いたします)	4号 高度の医療技術を用いた療養であつて、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、厚生労働大臣が定めるもの（以下「患者申出療養」という。）
403	(国民健康保険法) 42条4号 条文 1行目	70歳に達する日以後の最初の3月31日の翌月以後である場合であつて、	70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、